

平成24年4月より、障害のある方の地域生活を支援するため、

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

を作ることになりました。

①サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは？

- ・障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成にむけて作成する計画です。
- ・計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

②だれが計画を作るの？

- ・市町村から指定を受けた「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が作成します。
※県内の事業所一覧は、奈良県障害福祉課ホームページ（障害福祉課トップページ左上「県内事業所一覧」→「指定特定相談支援事業所」または「指定障害児相談支援事業所」をクリック）をご確認ください。
- ・ご本人の了解のもと、ご家族や支援者等が計画を作成することも可能です。（セルフプラン）

③なぜ計画が必要なの？メリットは？

- ・障害のある人の希望に基づいたご本人中心の支援を受けることができます。
- ・作られた計画を基に関係機関（福祉、保健、医療、教育、就労等）が、チームで支援をすることができます。
- ・相談支援事業所から、適切なサービスの組み合わせ等について提案をうけることができます。

④計画を作るための費用は？

- ・計画を作成するため、指定特定相談支援事業所等と契約を交わすこととなりますが、自己負担はありません。
（計画を作成した指定特定相談支援事業所等には、市町村から一定額の報酬が支払われます。）

⑤計画はいつ作るの？

- ・計画の作成が必要な方には、サービスの申請（新規、更新、変更）の際に、計画作成のための依頼書が交付されます。
- ・サービスの利用開始後、計画の定期的な見直しが行われます。（モニタリング）

詳しい利用の流れについては、裏面をご覧ください。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ

①申請

- 申請者は、市町村へサービスに係る利用申請書を提出します。

②計画作成依頼書の交付

- 市町村は、計画が必要となる申請者に対して、「計画作成依頼書」を交付します。

③指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所と契約

- 申請者は、計画作成をお願いしたい指定特定相談支援事業所等を決定し、計画相談支援の提供について契約をします。

④市町村による認定調査

- 市町村の調査員が、申請者の心身や、生活の状況等について、調査を行い、調査結果や医師意見書に基づき、申請者の障害の区分が決定されます。

⑤サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出

- 申請者は、③で契約した相談支援事業所との面談等の結果、作成された計画案を市町村に提出します。

⑥サービス利用の支給決定と受給者証の交付

- 市町村は、提出された計画案を踏まえ、サービスの支給決定を行い、サービスの受給者証を申請者に交付します。

⑦サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

- 指定特定相談支援事業所等は、支給決定の内容を踏まえ、関係者らとサービス担当者会議を開催し、計画を決定、申請者に交付します。

⑧サービス利用の開始

- 申請者は、交付された計画を市町村に提出し、サービス利用を開始します。

⑨モニタリングの実施

- 指定特定相談支援事業所等は、サービスの利用上状況等を検証し、計画の見直しを行います。

詳しい内容については、お住まいの
市町村障害福祉担当課へお問い合わせ下さい。